環 境 省 ⑤国土交通省告示第一号 厚生労働省

建 築 物 石 綿 含 有 建 材 調 査者 講習登 録 規 程 (平成三十年国土環) 0 部 を次

 $\mathcal{O}$ 

表のよ

うに改正する。

令和二年七月一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

国土交通大臣 赤羽 一嘉

環境大臣 小泉進次郎

|--|

第三条 (略) (登録の申請)

2 (略)

一 申請者が個人である場合

イ〜ハ (略)

に該当する者であることを証する書類ニー講義の講師が第五条第一項第三号イから示までのいずれか

ホ〜ヌ (略)

二 (略)

(登録の要件等)

あること。
ぞれ同表の第二欄に掲げる科目について講義が行われるものでぞれ同表の第二欄に掲げる科目について講義が行われるもので一第七条第二項第五号の表の第一欄に掲げる講義に応じ、それ

一 (略)

関する事務に限る。 は、一戸建て等建築物石綿含有建材調査以上の知識及び経験を有する者に限る。 ホ に該当する者にあっては、 知識及び経験を有する者 建材調査者講習事務(ハに該当 次のいずれかに該当する者が講 .建て等建築物石綿含有建材調査に関する講義の 「に従事するものであること。 **イ** 1 義の する者 口 口 又は二に該当する者と同等 講 = 及び 又はホに該当する者 師 を除く。 として建築物 当 該 必者と同 にあって 実施 [等以上 石綿含

ロ (略) 一般建築物石綿含有建材調査者

ハー戸建て等石綿含有建材調査者

(登録の申請)

第三条 (略)

2 (略)

定める書類を添付するものとする。3前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に

申請者が個人である場合

イ~ハ (略)

に該当する者であることを証する書類 講義の講師が第五条第一項第三号イから二までのいず

れか

ホ〜ヌ (略)

二 (略)

(登録の要件等)

げる要件の全てに適合しているときは、その登録をするものとす第五条 厚生労働大臣は、第三条の規定による登録の申請が次に掲

行われるものであること。第七条第二項第五号の表の上欄に掲げる科目について講義が

二 (格)

有建材調査者講習事務に従事するものであること。 次のいずれかに該当する者が講義の講師として建築物石綿含

口 (略)

建築物

石綿含有建

材調査者

(新設)

ホニ

実び イから二次 経 験を有する ま で  $\mathcal{O}$ 1 ず n か に 該 当 す る 者 と 同 等 以 上 0 知 識 及

従 が 事 実 するものであること。 地 地 研 研修を行う場合に 修の講師として建 あ 築 0 物 て は、 石 綿 含次有の 建い 材ず 調れ 査 カ 者講習 に 該当 ゴする 事 務

(略)

ロイ 前号二には 該 当する者

五. 六

2

築 物 石 綿 含 有 建 材 調 査 者 講 習 事 務  $\mathcal{O}$ 実 施

第 七

2 合する方法により 築物石 項第三号及び 綿 含有 第四 行うものとする。 建 材 |号に掲げる要 調 査 者 講 習 事 件務 並は、 び に 公 次に 正 に、 掲 だげる基準 カュ つ、 準 第 に Ŧī. 適条

略

で あることを実 実 地 研 修を行う場合にあっては、 地 研 修の受講資格とすること。 次 0) V ず れ か に 該当 ]する者

っては、 含 一般 有 建 材調 建 築物石綿含有建 般 査 ||に関して二年以上の実務の経験を有疑葉築物石綿含有建材調査者として、 有 当 でする者) 建築物! 石に 綿あ

ハ

五. 石 行 れ うこと。ただし、 同 講 る内容 含有 表 義 は、  $\mathcal{O}$ ||容について、||の第二欄に掲げ 建 次略 材調 0 査 表 掲げる科目 0 に 関する基礎 第三号イに該当する者については、建っ、それぞれ同表の第四欄に掲げる時間はおりる科目に応じ、それぞれ同表の第三 第 欄に 掲 知 げ 識 る 1 講  $\mathcal{O}$ 義 科 0 目 X を 分ごとに、 免 除 すること それ 築以 欄 が物上に

ず n か に 該 当する 者 と 同 等 以 上 0) 知 識

及

従が が実地研修の講師として実地研修を行う場合に「 イから八までのいずへ」 事するものであること。 一合に 7 建 あ 築 0 物 て 石は、 綿 含 次 有  $\mathcal{O}$ 建い 材ず 調 れ 査 か 者に .講習 該 当 事 す 務 る に者

ロイ

前号ハに該当する

五. · ハ 六

2

七 条 建 築物 石 綿 含 有 建 材 調 査 者 講 習 事 務 0 実 施

2 建 築物石 項第三号及び 綿 含 有 第四号に 建 材 調 査

合する方法により行うものとする。 者講 掲げる要 習 事 件 務 は、 並 びに 公 次に 正 に、 掲 げ か る基 つ、 準 第 に 五.

であることを実地 実地 研修 を行う場 研 修の 一合に 受講資 あっては、 、格とすること。 次  $\mathcal{O}$ V ず れ カゝ に 該 当 す る者

イ 調は、 査 建 に関して二年以上建築物石綿含有建 建 築物石 綿 含有 建 材 一の実務の経験を有足材調査者として、 調 査者 者として、建築物(前号イに該当す 経験を有する者) 石る 綿者 含にあ 建 2 材て

口 • ハ

五.

中欄 こと。 含有: 講義 に掲 ただし、第三号イに該当する者に掲げる内容について、同表の下欄は、次の表の上欄に掲げる科目に 材 調 查 に 関 する基礎 知 識 1 の科目 の科目を免除することがでる者については、建築物石の下欄に掲げる時間以上行料目に応じ、それぞれ同丰 で石おうの

目

科

目

容

時

間

容

時 間

適条

建 石 等 一 建 課 業 葉 強 て て れ れ に り れ り れ り れ り れ り れ り て り れ り し り し り し り り り し り り し り り し り り し り し り					義 関 材 綿 建 す調 含 築 る 査 有 物 講 に 建 石
基礎知識 まな	成報 有築 告 財 石	際 と 調 留 査	査 建 含 築 有	知 関 建 物 識 す 材 石	基 産 を を に 関 は は は は は に に 関 は は に に に に に に に に に に に に に
リ連令働ス族、安	査報告書に関する事他の建築物石綿含有成、所有者等への報票の記入、調査報告	る事項 がその他の現地調 がその他の現地調 がその他の現地調	なる情報収集に関する はる情報収集に関する はる情報収集に関する はる情報収集に関する はる情報収集に関する はる情報収集に関する はる情報収集に関する	(気汚染防止法、建築基 を般にわたる基礎知識 を般にわたる基礎知識	
一 時 間	時間		四 時 間	一 時 間	一 時 間

関の書地方地事うの火に含ュ準に建ます建の調法調項際他材関有二法関築及	書の作成 綿含有建材調査報告書	建材調査報 所有者等への報告その	査票の記入、調査報	する事項中の石綿分析その他の現	採取、現地調査の記	現場調査の実調査計画、事前準備、現	となる情報収集に関する	査物石綿含有建材調査を行	の建築図面調は含有建材、建築図面を	石綿含有建材   建築一般、建築設備と時	項	査全般にわたる基礎知識	関する基礎知コンその他の建築物石線	関係法令、リスク・コ	建築物石綿含 大気汚染防止法、建築す	項	識1 含有建材調査の基礎知識	関する基礎知 濃度と健康リスクに係る	新 関 連	
	主会子子 (有(五)	報告その他の建築	、調査報告書の作	その他の現地調査	調査の記録方法、	前準備、現地調	集に関する事	材調査を行う際に	築図面その他の	築設備と防火材		る基礎知識に関す	建築物石綿含有建	スク・コミュニ	法、建築基準法そ		の基礎知識に関す	スクに係る建築物	、石綿関連疾患及び石	生活での 化関係治学

- ک <u>ا</u>	講し、	げる方	十七	七~十六	表の第	六 講義																						講義	に関する
	かつ、筆記試験	法により行う建	般建築物石綿含	(略)	三欄に掲げる内	は、前号の表の	作成	査報告書の	含有建材調	建築物石綿		点	実際と留意	現地調査の				建材の調査	る石綿含有	宅等におけ	一戸建て住			基礎知識2	査に関する	含有建材調	建築物石綿		<u>ବା</u>
	いによる修了考査に合格した者	建築物石綿含有建材調査者講習	有建材調査者については、		の第三欄に掲げる内容を含む適切な教材を用いて行うこと。	)第二欄に掲げる科目に応じ、	材調査報告書に関する事項	その他の建築物石綿含有建	の作成、所有者等への報告	調査票の記入、調査報告書	現地調査に関する	、建材中の石綿分析その他	調査、現地調査の記録方法	調査計画、事前準備、現地	項	となる情報収集に関する事	有建材調査を行う際に必要	材料その他の建築物石綿含	材、電気・空調設備と防火	類、使用される石綿含有建	一戸建て住宅等の定義、種	関する事項	査全般にわたる基礎知識に	他の建築物石綿含有建材調	・コミュニケーションその	法その他関係法令、リスク	大気汚染防止法、建築基準	する事項	含有建材調査の基礎知識に
	とみなすこ	の講義を受	第二号ロに掲		行うこと。	それぞれ同				一時間				三時間							一時間						一時間		

、かつ、筆記試験による修了考査に合格した者とみなすこと。方法により行う建築物石綿含有建材調査者講習の講義を受講し十七 建築物石綿含有建材調査者については、第二号ロに掲げる七〜十六 (略) の中欄に掲げる内容を含む適切な教材を用いて行うこと。 六 講義は、前号の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表

十八 建築物石綿含有建材調査者講習の講義を受講した者 ( 建 築

建築物石綿含有建材調査に関する講義を受講した者

般

者 日 築物石 の属する年度の とみなすこと。 実施される建築物石綿含有建材調 綿 含有建 《物石綿含有建材調査に関する講義を受講した)、末日から起算して二年を経過する日までの間は材調査者を除く。)については、その受講の

十九 て二年を た者につ 含有 戸 建材調査に関する講義を受講した者とみなすこと。 経 いては、 建 過 7 する日までの間 等 建 その受講 築物石綿含有 0) 日の属り に 実施され 建 材 する年 調 査に る 一 · 度 の 関 戸 す の末日から起算し 建て等建築物 石

(定期講習)

第 な知識及び技能の維持向上を図るための講習を定期的に実施する等石綿含有建材調査者に対して、建築物石綿含有建材調査に必要綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者又は一戸建て八条。建築物石綿含有建材調査者講習実施機関は、一般建築物石 ことができる。

(新設)

5 5 略

定期講習)

3

第 の講習を定期的に実施することができる。物石綿含有建材調査に必要な知識及び技能の活建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調が、人条 建築物石綿含有建材調査者講習実施機 の維持向上を図る調査者に対して、機関は、建築物石 上を図るためれして、建築 築物石 綿 含

## 附 則

## 施 行 期 日

第 条 ک  $\mathcal{O}$ 告 示 は 令 和 年 七 月 日 か 5 施 行 す

経 過 措 置

## 三 + 年 環国厚 土生 境交労 通働 省省省 告 示 第 号。 以 下

第二

条

 $\mathcal{O}$ 

告

示

 $\mathcal{O}$ 

施

行

 $\mathcal{O}$ 

際

現

に

 $\mathcal{O}$ 

告

示

に

ょ

る

改

正

前

 $\mathcal{O}$ 

建

築

物

石 綿

含

有

建

材

調

査

者

講

習

登

録

規

程

亚 成 旧 告 示 とい う。 第 条 第 項 に 規 定 す る 建 築 物 石 綿

含 項 旧 有 に 告 新 規 告 建 示 定 第 材 示 す 調 と る 条 査 第 者 1 う。 般 で 項 建 あ に 築 る 第二 者 物 規 定 は 石 条  $\sum_{}$ 綿 す 第  $\mathcal{O}$ 含 る 告 建 有 建 項 示 築 物 に に 材 ょ 規 調 石 查 綿 定 る 者 含 す 改 有 る 正 後 L 建 7 材 般  $\mathcal{O}$ 建 建  $\mathcal{O}$ 調 築 実 築 査 務 者 物 物 と  $\mathcal{O}$ 石 石 経 L 綿 綿 7 含 含 験  $\mathcal{O}$ 有 有 4 実 建 建 務 材 材 な す。 調 調  $\mathcal{O}$ 経 査 査 験 者 者 と、 講 は 習 新 告 そ 登 示 録  $\mathcal{O}$ 第 者 規 程 が 条 有 第 す 以 る 下

第 項 に 規 定 す る 登 録 を 受 け た 講 習 لح 4 な す。

2

 $\mathcal{O}$ 

告

示

 $\mathcal{O}$ 

施

行

 $\mathcal{O}$ 

際

現

に

旧

告

示

第二

条

第二

項

に

規

定

す

る

登

録

を

受

け

7

1

る

講

習

は

新

告

示

第二

を

と

لح

3  $\mathcal{O}$ 告 示  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日 前 に 旧 告 示 第二 条 第二 項 に 規 定 す る 建 築 物 石 綿 含 有 建 材 調 査 者 講 習  $\mathcal{O}$ 講 義

受 講 L た 者 第 項 12 該 当 す る 者 を 除 く。 は そ  $\mathcal{O}$ 受 講  $\mathcal{O}$ 日  $\mathcal{O}$ 属 す る 年 度  $\mathcal{O}$ 末 日 カ 5 起 算

を受講したものとみなす。